

指導員の配置助成金

重度の障害を持つ従業員等が5人以上入居する住宅（グループホームを除く）に指導員を配置する事業者を支援する助成金です。

支給対象となる指導員の数は、以下のように定められています。

支給対象障害者数	指導員の数
5人以上9人以下	1人
10人以上19人以下	2人以下
以下支給対象障害者が10人増すごとに指導員を1人を加えた人数を限度とする。	

出典：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「重度障害者等通勤対策助成金」

また支給額は、以下の通りです。

（1）助成率、支給限度額等

イ 助成金の支給額は、上記4の支給対象費用の額に次表の助成率を乗じて得た額（1円未満切捨て）、または次表の支給限度額のいずれか低い額です。

助成率	支給限度額	支給期間
3 / 4	配置1人につき月15万円	10年間

ロ 支給対象費用に充てるため、助成金に合わせ、国、地方公共団体、独立行政法人および地方独立行政法人から補助金等の支給を受ける場合の支給額は、支給対象費用の額から当該補助金等の額を控除した残りの額に助成率を乗じて得た額または上記イの支給限度額のいずれか低い額です。

出典：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「重度障害者等通勤対策助成金」